



## 市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

\*お知らせの表記

問…問い合わせ先

申…申し込み先

HP…ホームページ

※費用の記載がないものは無料です。

### 選挙人名簿の縦覧について

6月2日登録した市選挙人名簿の縦覧を行います。

縦覧期間 6月3日(日)～7日(木)

午前8時30分～午後5時

縦覧場所 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局

☎ 6778

### 水道メーター定期交換について

対象となる家庭のメーターを市の委託業者が次の期間中、交換に伺います。不在の場合でも交換を行いますのでご協力をお願いします。

なお、委託業者は市発行の身分証明書を持っています。

調査期間 5月下旬～8月上旬

水道課 ☎ 4515



### 身体障害者巡回診査および更生相談実施について

対象 次に該当する肢体不自由のかた

▼身体障害者手帳の交付を受けるため診査を必要とするかた

▼身体障害者手帳の再認定を必要とされたかた

▼身体障害者手帳の障害程度・等級に変更があるかた

▼補装具の交付・再交付または修理を必要とするかた

▼生活・医療の相談を希望するかた

とき 7月11日(水)

受付 午前8時45分～11時

診査 午前9時30分～正午

ところ 南公民館

注意 症状によってその場で判定が困難な場合は、指定医師のいる医療機関を利用してもらうことがあります。

次の場合は対象になりません

▼脳卒中・脳梗塞発症後3カ月未満のかた

▼電動車椅子、座位保持装置および特例補装具の処方をするもの

▼義肢・装具および車椅子について、複雑な処方を要するもの

用意するもの 印鑑、身体障害者手帳(持っているかた)

※聴覚障害の巡回診査・補装具製作については、指定医師のいる医療機関を利用してください。

福祉課 ☎ 6718

### 4月から「子ども手当」は「児童手当」になりました

#### ■児童手当の現況届の提出について

4、5月分については、3月31日現在、子ども手当を受給されていたかたは申請などの手続きは必要ありませんが、今後、手当を継続して受給するためには「現況届」を提出する必要があります。

現況届の提出がない場合は、6月以降の手当を受給できませんのでご注意ください。

※6月の支給は、2、3月分の子ども手当と、4、5月分の子ども手当となりません。

現況届が必要なかた

▼5月分以前から十和田市で児童手当を受給しているかた

▼6月以降、市外に転出されるかた

必要な物 ▼児童手当等現況届

※必要事項を記入、押印の上、持参してください。

請求者(養育者)の健康保険証(写し可)

▼平成24年1月1日に十和田市に住民登録がなかったかたは、前住所地の所得課税証明書(請求者およびその配偶者)

#### ■4月からの児童手当の概要

対象 中学校卒業まで(15歳に達した後最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに支給します。

所得制限 6月分の手当から所得制限が導入されます。

### 所得制限限度額

扶養親族等の人数	所得額(万円)	収入額(給与所得者の目安)
0人	622	833万3千円
1人	660	875万6千円
2人	698	917万8千円
3人	736	960万円
4人	774	1,002万1千円
5人	812	1,042万1千円

※児童を養育している父または母などのうち、所得の高いかたが対象で、世帯の合算した所得ではありません。

### 手当月額

年齢	支給月額
・0歳～3歳未満	15,000円
・3歳以上～小学校修了前の第3子以降の児童(注)	
・3歳以上～小学校修了前・中学生	10,000円
・所得制限以上の場合	5,000円

注) 18歳の誕生日以後最初の3月31日までの間にある児童を数えます。

福祉課 ☎ 6717

### 東日本大震災の避難者に対する義援金受け付け終了のお知らせ

十和田市に避難されているかたへの被災者支援義援金の受け付けは、6月30日を持ちまして終了させていただきます。

これまで多くの皆さまから温かいお気持ちをお寄せいただき、ありがとうございました。

総務課 ☎ 6701